

令和6年度 旭川公共職業安定所期間業務職員募集要項③

1 募集職種 求職者専門相談員【安定所勤務】(就職支援ナビゲーター)

2 募集人員 14名

3 学歴、年齢 不問

4 募集期間

令和6年2月2日(金)から令和6年2月9日(金)まで
※応募者多数の場合は早期に募集を締め切る場合があります。

5 就業場所

- ①ハローワーク旭川 (旭川市春光町10番地の58)
- ②ハローワークふらの (富良野市緑町9-1)
- ③旭川市就労支援コーナー (旭川市7条通9丁目48 総合庁舎5階)

6 各就業場所における就業時間

- ①ハローワーク旭川 8:30～17:15の間の6時間30分
- ②ハローワークふらの 8:30～17:15の間の6時間30分
- ③旭川市就労支援コーナー 8:30～17:15の間の7時間45分

7 勤務日数及び賃金

勤務日数 年間240日(月平均20日)
日額 13,007円～15,779円(日額は左記の範囲内で学歴・職務経歴を勘案して規定により決定します)

8 従事する業務及び必要な経験、免許・資格

(1)就職支援ナビゲーター(就労支援分 ※生活保護受給者等就労自立促進事業)(2名)

【就業場所】 ①ハローワーク旭川(2名)

【業務内容】

- ・自治体との協定に基づき支援候補とした生活保護受給者等と面接を行い、支援対象となった者の支援プランの策定、担当者制による職業相談・職業紹介などの就労支援、並びにこれに付随する業務
- ・福祉事務所、自立相談支援機関等との連絡調整、巡回相談
- ・住居や生活資金の確保に困難を抱え、生活困窮状態に陥るおそれのある求職者に対する住居・生活支援に関する相談、住居・生活支援施策に係る制度説明、住居・生活支援施策担当窓口への誘導
- ・事業所訪問等を含む就職後の職場適応・定着に向けたフォローアップ
- ・個別求人開拓及び事業主に対する求人条件緩和指導
- ・その他、生活保護受給者等の就労支援に資すると公共職業安定所長が認める業務

【必要な経験、免許・資格】

以下のいずれか

- ・生活保護受給者等に対する就労支援業務について、深い理解と関心を有している方

・キャリアコンサルタント、産業カウンセラー、臨床心理士等の資格保持者、企業の人事労務管理に関する知識・経験を有する方又は職業相談・職業紹介に関する知識・経験のある方

(2) 就職支援ナビゲーター(就労支援分 ※刑務所出所者等就労支援事業)(1名)

【就業場所】 ①ハローワーク旭川

【業務内容】

- ・矯正施設を訪問し、受刑者等である支援対象者等に対する支援の実施
- ・職業講話の実施及び求職活動ガイドブックの配布
- ・担当者制による職業相談・職業紹介の実施及び求人情報の提供
- ・保護観察対象者等である支援対象者等に対する支援の実施
- ・就労支援チームのメンバーとして、適切な支援メニューの選定
- ・担当者制による職業相談・職業紹介の実施
- ・トライアル雇用対象者や職場体験講習受講者等へのフォローアップ
- ・就職した支援対象者への職場適応・定着支援の実施
- ・保護観察所等に対する巡回相談等の実施
- ・協力雇用主等を対象とした求人開拓の実施
- ・その他刑務所出所者等就労支援事業実施要領に記載の事務

【必要な経験、免許・資格】

以下のいずれか

- ・矯正施設出所者等に対する就労支援業務について、深い理解と関心を有している方
- ・キャリアコンサルタント、産業カウンセラー、臨床心理士等の資格保持者、企業の人事労務管理に関する知識・経験を有する方又は職業相談・職業紹介に関する知識・経験のある方

(3) 就職支援ナビゲーター(早期再就職支援)(1名)

【就業場所】 ①ハローワーク旭川(1名)

【業務内容】

- ・就職支援プログラムに基づく担当者制による就職支援、並びにこれに付随する業務等
- ・求職者のニーズに応じた個別求人開拓
- ・履歴書・職務経歴書の個別添削等就職可能性を高めるための就職支援
- ・就職支援プログラム等に係る定期的なフォローアップ
- ・ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングの実施
- ・その他就職支援プログラム事業の円滑な実施のために必要な事項

【必要な経験、免許・資格】

キャリアコンサルタント、産業カウンセラー等の資格保持者又は、就職支援、職業相談、企業の人事労務管等に関する経験が1年以上ある方

(4) 就職支援ナビゲーター(季節労働者支援分)(1名)

【就業場所】 ①ハローワーク旭川(1名)

【業務内容】

- ・個々の求職者(季節労働者)に対する就職に向けた個別計画の作成
- ・個別計画に基づく担当者制による就職支援、並びにこれに付随する業務等
- ・履歴書等の作成指導や添削などの就職支援
- ・支援対象者のニーズに応じた個別求人開拓等
- ・安定所内等で開催する就職支援(季節労働者向け)セミナー等の講師としてセミナーの実施
- ・その他、季節労働者就労支援事業の円滑な実施のために必要な業務

【必要な経験、免許・資格】

以下のいずれか

- ・季節労働者の採用、就職活動や雇用に関する問題等について、深い関心と理解を有する方
- ・キャリアコンサルタント、産業カウンセラー等の資格保持者、又は就職支援、職業相談、企業の人事労務管理等に関する経験が1年以上ある方

(5) 就職支援ナビゲーター(学卒・若者・定着支援分)(2名)

【就業場所】 ①ハローワーク旭川

【業務内容】

- ・学校との連携による就職状況等の迅速な情報把握に関する業務
- ・生徒等、学生等、留学生等に対する担当者制による就職支援に関する業務、並びにこれに付随する業務
- ・若者の応募機会の確保に関する業務
- ・就職後の職場定着等の援助に関する業務
- ・職業意識形成、職業意識啓発等に関する業務
- ・企業に対する新卒者、既卒者、フリーター等の採用についての相談、助言等に関する業務
- ・保護者に対する職業環境等の啓発に関する業務
- ・各種セミナーの開催(セミナーの講師としてセミナーを実施することを含む)、就職面接会等の参加企業の確保等に関する業務
- ・高校中退者に対する支援に関する業務
- ・新卒者、既卒者の新卒応援ハローワーク等への誘導、フリーターのわかものハローワーク等への誘導に関する業務

【必要な経験、免許・資格】

以下のいずれか

- ・若年者の採用、就職活動や雇用に関する問題について深い関心と理解を有する方
- ・若年者の採用・就職活動支援や職業紹介業務等に関し、実務経験を有する方
- ・キャリアコンサルタント、産業カウンセラー等の資格保持者又は、就職支援、職業相談、企業の人事労務管理等に関する経験が1年以上ある方
- ・年間を通じて自動車の運転が可能な方

(6) 就職支援ナビゲーター(子育て支援分)(1名)

【就業場所】 ①ハローワーク旭川

【業務内容】

- ・就職実現プランの策定及びこれに基づく就職支援
- ・予約制・担当者制による総合的かつ一貫した就職支援
- ・求職者のニーズに応じた個別求人開拓
- ・就職可能性を高めるためのセミナー等各種就職支援のコーディネート等及びその実施(セミナー等の講師を含む)。
- ・保育サービス関連情報、女性の再就職支援情報等の収集・提供等子育て中の就職希望者の就職支援に係る地方公共団体、関係機関等との連携

【必要な経験、免許・資格】

以下のいずれか

- ・女性の再就職支援や雇用に関する問題について深い関心と理解を有する方
- ・女性の採用・就職活動支援や職業紹介業務等に関し、実務経験を有する方
- ・キャリアコンサルタント、産業カウンセラー等の資格保持者又は、就職支援、職業相談、企業の人事労務管理等に関する経験が1年以上ある方

(7) 就職支援ナビゲーター(医療・福祉以外分野支援分)(1名)

【就業場所】 ①ハローワーク旭川

【業務内容】

- ・支援対象者に対する予約制・担当者制による総合的かつ一貫した就職支援

- ・求職者のニーズに応じた個別求人開拓
- ・求職者向けセミナー、就職面接会等各種就職支援のコーディネート等及びその実施(セミナー等の講師を含む。)
- ・対象職種に係る求職開拓(関係団体等との共催事業の企画・立案を含む。)
- ・関係団体等との連携によるネットワークの構築
- ・その他人材確保対策推進事業の円滑な実施のために必要な事務

【必要な経験、免許・資格】

以下のいずれか

- ・人手不足分野の採用、就職活動や雇用に関する問題について深い関心と理解を有する方
- ・人手不足分野の採用・就職活動支援や職業紹介業務等に関し、実務経験を有する方
- ・キャリアコンサルタント、産業カウンセラー等の資格保持者又は、就職支援、職業相談、企業の人事労務管理に関する経験が1年以上ある方
- ・年間を通じて自動車の運転が可能なる方

(8) 就職支援ナビゲーター(職業訓練・求職者支援分)(3名)

【就業場所】 ①ハローワーク旭川(2名)、②ハローワークふらの(1名)

【業務内容】

- ・公共職業訓練等、求職者支援訓練及び各種職業訓練等の情報収集及び整理
- ・公共職業訓練等、求職者支援訓練及び各種職業訓練等の受講を希望する求職者に対する情報提供
- ・公共職業訓練等、求職者支援訓練及び各種職業訓練等の受講を希望する求職者に対するキャリアコンサルティング、ジョブ・カード作成支援、受講申込みの受付・確認等
- ・求職者支援制度における就職支援計画書の作成、指定来所日における職業相談・職業指導(担当者制の対象者に限る。)
- ・公共職業訓練等、求職者支援訓練及び各種職業訓練等受講者の就職支援(主に、担当者制の対象者への職業相談・職業紹介)
- ・担当者制の対象者を中心とした職場定着支援
- ・職業訓練受講給付金及び求職者支援資金融資の求職者への周知・説明、申請書類の受付・確認
- ・機構支部、都道府県及び市町村等関係機関との連携(連携先の関係機関への訪問等を含む。)
- ・その他上記に付随する業務

【必要な経験、免許・資格】

- ・キャリアコンサルタント、産業カウンセラー等の資格保持者、企業の人事労務管理に関する知識・経験を有する方、職業能力開発、職業相談・職業紹介に3年以上従事した経験を有する方等、公共職業訓練等、求職者支援訓練及び各種職業訓練等の情報提供、キャリアコンサルティング及び職業相談・職業紹介の実施に必要な知識・経験を有する方

(9) 就職支援ナビゲーター(一体支援分)(1名)

【就業場所】 ③旭川市就労支援コーナー(1名)

【業務内容】

- ・自治体との協定に基づき支援候補とした生活保護受給者等と面接を行い、支援対象となった者の支援プランの策定、担当者制による職業相談・職業紹介などの就労支援
- ・児童扶養手当受給者等の支援対象者を対象としたセミナーの講師としてセミナーを実施
- ・福祉事務所等との連絡調整、巡回相談
- ・事業所訪問等を含む就職後の職場適応・定着に向けたフォローアップ
- ・個別求人開拓及び事業主に対する求人条件緩和指導等。
- ・その他、生活保護受給者等の就労支援に資すると公共職業安定所長が認める業務

【必要な経験、免許・資格】

以下のいずれか

- ・生活保護受給者等に対する就労支援業務について、深い理解と関心を有している方
- ・キャリアコンサルタント、産業カウンセラー、臨床心理士等の資格保持者、企業の人事労務管理に関する知識・経験を有する方又は職業相談・職業紹介に関する知識・経験のある方

(10) 就労・生活支援アドバイザー(生涯現役支援窓口事業分)(1名)

【就業場所】 ①ハローワーク旭川

【業務内容】

- ・高年齢求職者に対し、キャリアの棚卸の実施及び体力ニーズや年金等の社会保障制度等を踏まえた職業生活設計に係る相談・援助
- ・生涯設計就労プランの策定及び就労支援メニューの実施
- ・高年齢求職者の再就職に資するガイダンスの実施
- ・担当者制による職業相談・職業紹介等の就職支援
- ・高年齢求職者の特性等を踏まえた職業訓練窓口への誘導
- ・高年齢求職者向けの職場見学、職場体験及び各種セミナー等の実施に係る企画調整等
- ・その他、本事業を遂行する上で必要となる業務

【必要な経験、免許・資格】

以下のいずれか

- ・高年齢求職者等に対する就労支援業務について、深い理解と関心を有している方
- ・キャリアコンサルタント、産業カウンセラー、臨床心理士等の資格保持者、企業の人事労務管理に関する知識・経験を有する方又は職業相談・職業紹介に関する知識・経験のある方

9 その他

(1) 就業場所等に係る希望について

希望する就業場所、業務がある方は、履歴書にその希望を記入してください。

なお、最的な判断につきましては、旭川公共職業安定所で決定することとなりますので、希望どおりにならないこともありますことを、あらかじめご承知願います。

(2) 昇給等について

① 昇給

任期満了後翌年度に再び同一官職に採用された場合、4月1日付けで昇給を行う場合があります。ただし、給与額が上限となっている場合は、昇給はありません。

② 期末・勤勉手当

期末・勤勉手当(賞与)は、6月1日あるいは12月1日に在籍し、基準日において任用期間が6か月を超える方あるいは6か月を超えることが予定されている方に、勤務期間、勤務実績等を考慮の上支給します。

(3) 応募資格について

国家公務員法第38条の規定により、次のいずれかに該当する方は、応募できません。

- ① 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- ③ 人事院の人事官又は事務総長の職にあって、国家公務員法第百九条から第百十二条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者